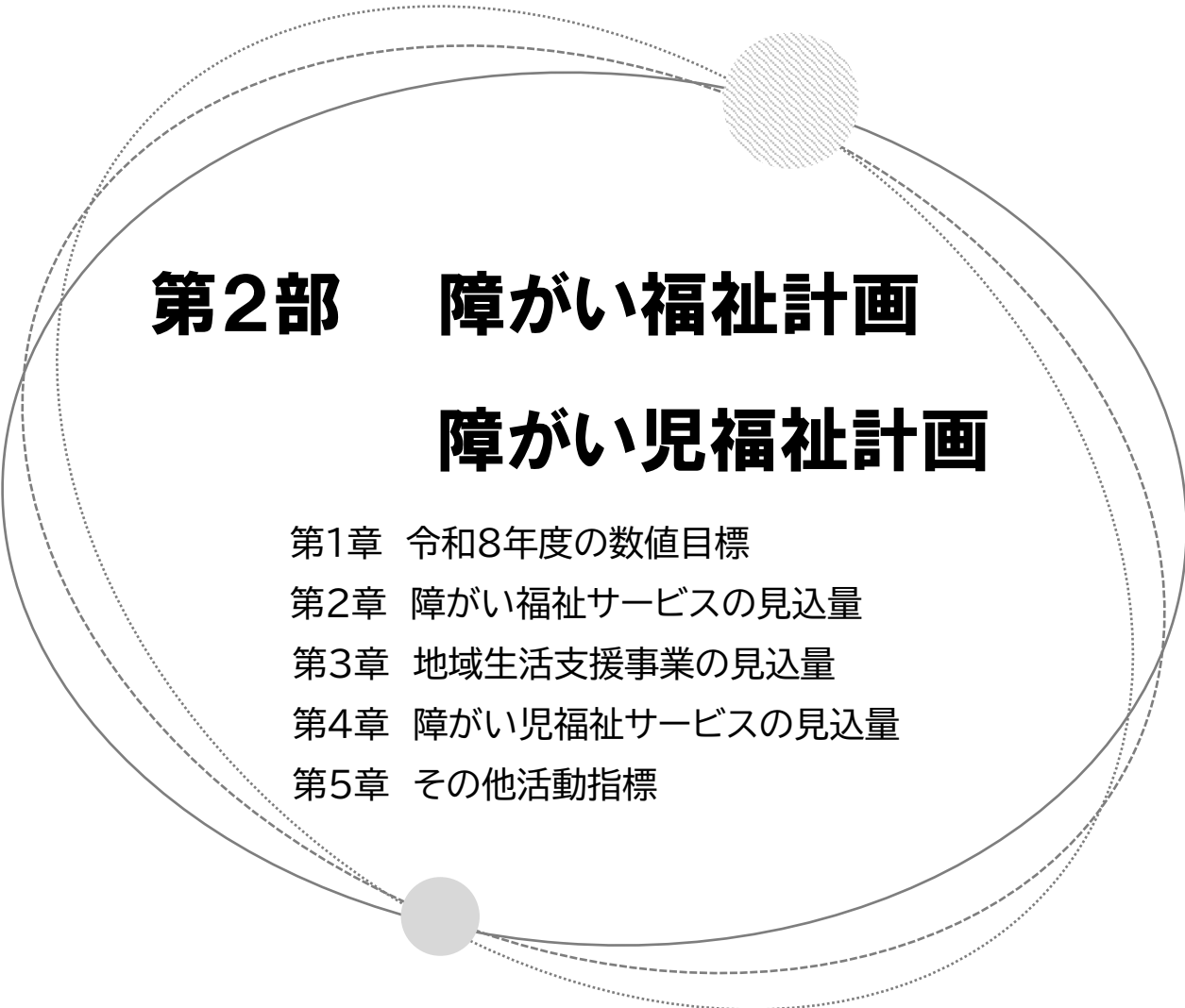




第2部 障がい福祉計画

障がい児福祉計画

第1章 令和8年度の数値目標

第2章 障がい福祉サービスの見込量

第3章 地域生活支援事業の見込量

第4章 障がい児福祉サービスの見込量

第5章 その他活動指標

第1章 令和8年度の数値目標



1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

地域移行者

○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

施設入所者数の削減

○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

〈市の方向性〉

施設利用者数の見込について、本市をはじめ滋賀県では多くの入所待機者がいるなど、施設入所者数の削減は困難な状況と考えられます。本市のアンケート調査における利用ニーズをみても施設入所の利用状況は充分とはいえないものとなっています。

このため、本市では、令和8年度末時点の福祉施設入所者数を、令和4年度末時点の入所施設利用者数から増減±0の33人を目標とします。

◆福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた目標

本市の 目標	実績	地域生活に移行した人数	0人
		施設入所者数	33人
	目標	地域生活に移行する人数	2人
		令和8年度末時点での施設入所者数	33人

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

2. 地域生活支援の充実

〈国の基本指針〉

地域生活支援拠点等の充実

- 各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がい等を有する方への支援体制の整備【新規】
- 強度行動障がい等を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、湖南圏域4市で連携し、圏域での整備をめざします。

◆地域生活支援の充実に向けた目標

本市の 目標	実績	圏域での地域生活支援拠点等の整備	未整備
	目標	①地域生活支援拠点等の整備	令和6年度に 湖南4市連携 による整備を 実施予定
		②地域生活支援拠点等の運営状況の点検	上記整備後、 運営状況を検 証する場を 設置
		③強度行動障がい等を有する方への支援体制の 整備	湖南4市連携 による整備を 検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

◆地域生活支援の充実活動指標

項目	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	令和8年度までに設置		
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回

3. 福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本指針〉

一般就労への移行者数

○令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。

〈就労移行支援事業〉令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援A型事業〉：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援B型事業〉：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。

〈就労移行支援事業所の割合〉：一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする

就労定着支援事業利用者

○令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、一般就労への移行に向けた目標を設定します。

◆福祉施設から一般就労への移行等に向けた目標

本市の 目標	実績	一般就労への移行者数	11人
		就労定着支援事業利用者数	6人
		就労定着支援事業の就労定着率	0.0%
	目標	①一般就労への移行者数	16人
		就労移行支援事業	7人
		就労継続支援A型事業	2人
		就労継続支援B型事業	7人
		就労移行支援事業所の割合	50.0%以上※
		②就労定着支援事業利用者数	9人
		③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25.0%

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

※就労移行支援事業所数は、令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

児童発達支援センターの設置

○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

保育所等訪問支援の実施

○令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、障がい児支援の提供体制の整備に向けた目標を設定します。

◆障がい児支援の提供体制の整備に向けた目標

本市の 目標	実績	児童発達支援センターの設置	設置済み
		保育所等訪問支援の実施	実施
		児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場を設置、コーディネーターは未配置
	目標	①児童発達支援センターの設置	継続して維持
		②保育所等訪問支援の実施	継続して実施
		③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	継続して確保
		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	継続して開催、コーディネーターについては圏域での配置を検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

5. 相談支援体制の充実・強化等

〈国の基本指針〉

相談支援体制の充実・強化等

○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、相談支援体制の充実・強化に向けた目標を設定します。

◆相談支援体制の充実・強化等に向けた目標

本市の 目標	実績	総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置済み
		総合的・専門的な相談支援の実施	実施
		訪問等による専門的な指導・助言	実施
		相談支援事業者の人材育成の支援	実施
		相談機関との連携強化の取組の実施	実施
	目標	①総合的・専門的な相談支援機関の設置	継続して維持
		②総合的・専門的な相談支援の実施	継続して実施
		③訪問等による専門的な指導・助言	継続して実施
		④相談支援事業者の人材育成の支援	継続して実施
		⑤相談機関との連携強化の取組の実施	継続して実施
		⑥個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回
		⑦主任相談支援専門員の配置数	2人
		⑧協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

〈国の基本指針〉

障がい福祉サービス等の質の向上

○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた目標を設定します。

◆障がい福祉サービス等の質の向上に向けた目標

本市の 目標	実績	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	積極的に活用
		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	未実施
	目標	①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	積極的に活用
		②障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	審査結果の共有の場の検討
		③指導監査結果の関係市町村との共有	指導監査結果の共有の場の検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点